

【「有徳の人」づくりに向けた就学前教育の充実】

I 就学前教育に関する調査結果

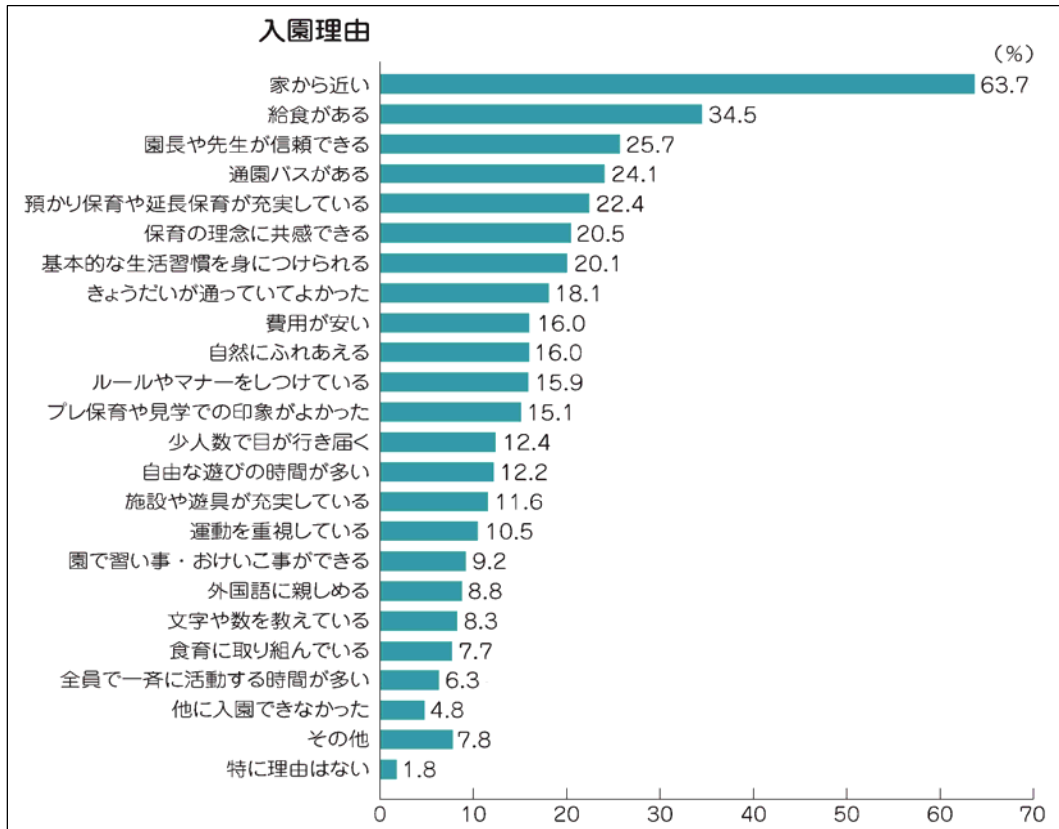
1	幼稚園、保育園、認定こども園などへの入園を決めた理由...	1
2	母親の幼稚園・保育園への要望.....	1
3	園の環境などの印象.....	2
4	子育ての悩みについての家族以外の支援者の有無.....	2
5	家族以外の支援者がいない理由.....	3
6	今後、家族以外で支援者になってほしい人.....	3
7	出典	4

II 本県の就学前教育の充実に関する取組

1	教育・保育の場の類型（概要）	5
2	県内の幼稚園、保育所等の施設数（H29.4.1 現在）	5
3	幼児教育・保育・子ども子育て支援に関する組織.....	5
4	取組事例（教育委員会）	6
5	取組事例（知事部局）	7
	【参考】教育・保育の実施主体としての市町.....	9
	幼児教育連携推進事業.....	10

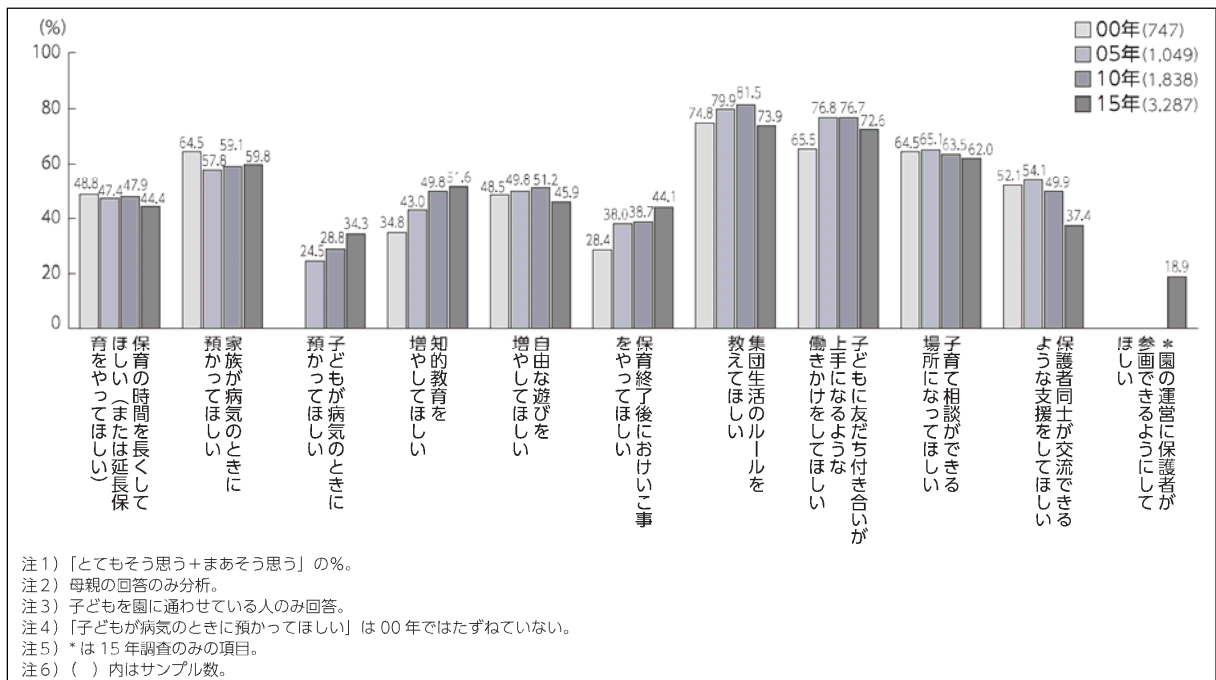
I 就学前教育に関する調査結果

1 幼稚園、保育園、認定こども園などへの入園を決めた理由（複数回答）（全国の状況）



出典：園での経験と幼児の成長に関する調査（平成28年）（ベネッセ教育総合研究所）

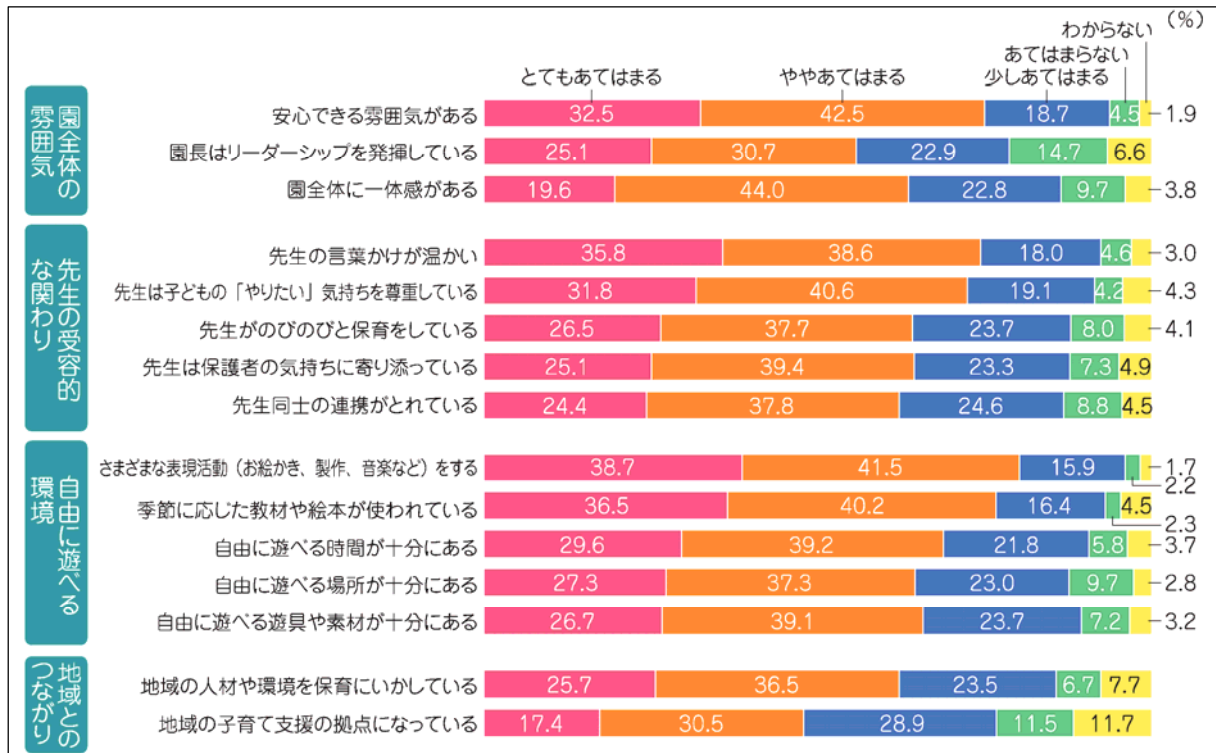
2 母親の幼稚園・保育園への要望（経年比較）（首都圏の状況）



注1) 「とてもそう思う+まあそう思う」の%。
 注2) 母親の回答のみ分析。
 注3) 子どもを園に通わせている人のみ回答。
 注4) 「子どもが病気のときに預かってほしい」は00年ではたずねていない。
 注5) *は15年調査のみの項目。
 注6) ()内はサンプル数。

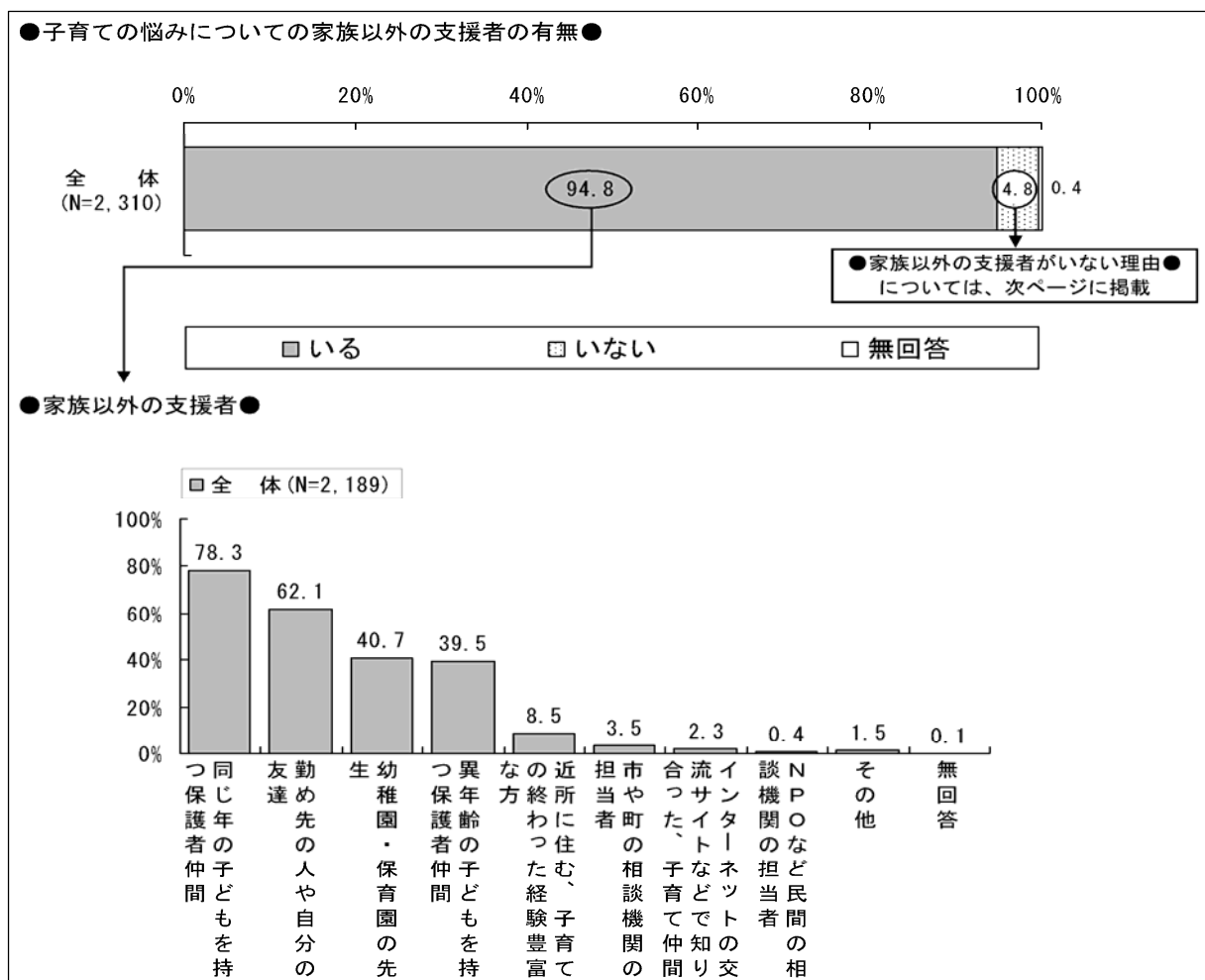
出典：第5回幼児の生活アンケート（平成27年）（ベネッセ教育総合研究所）

3 園の環境などの印象（全国の状況）



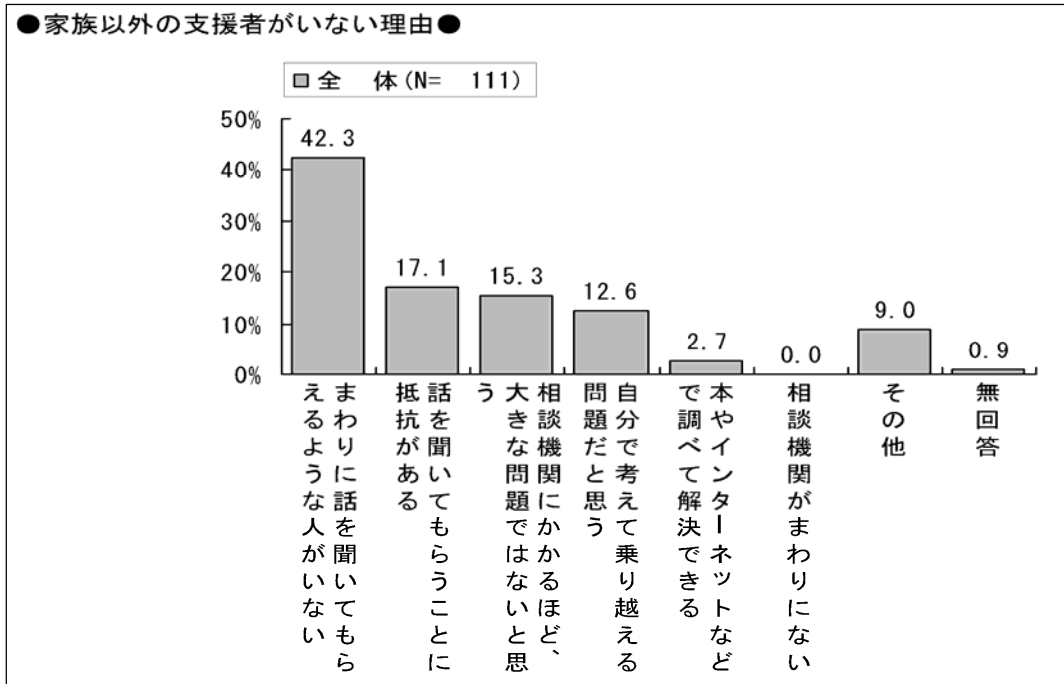
出典：園での経験と幼児の成長に関する調査（平成28年）（ベネッセ教育総合研究所）

4 子育ての悩みについての家族以外の支援者の有無（本県の状況）



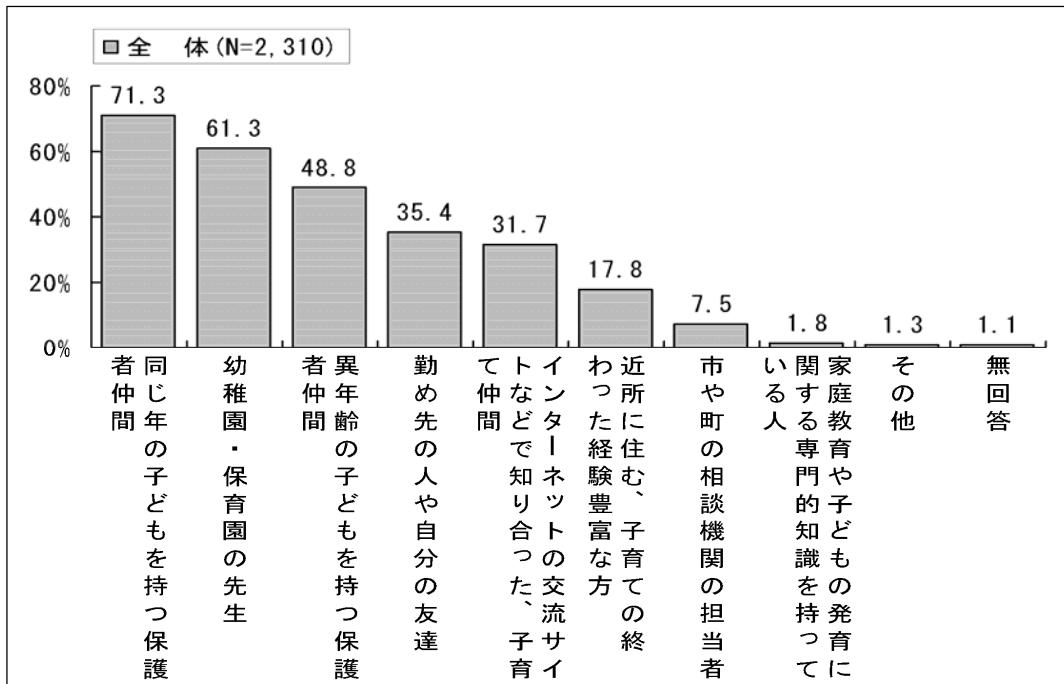
出典：平成24年度幼児期における家庭教育実態調査（県教育委員会社会教育課）

5 家族以外の支援者がいない理由（本県の状況）



出典：平成 24 年度幼児期における家庭教育実態調査（県教育委員会社会教育課）

6 今後、家族以外で支援者になってほしい人（本県の状況）



出典：平成 24 年度幼児期における家庭教育実態調査（県教育委員会社会教育課）

7 出典

(1) 園での経験と幼児の成長に関する調査（ベネッセ教育総合研究所）

調査対象	幼稚園、保育園、認定こども園等に通う年長児をもつ保護者 2,266 人 (母親 2,060 人、父親 206 人) ※年齢は 25～49 歳
調査時期	平成 28 年 2 月 19 日～2 月 22 日
調査方法	インターネット調査（インターネット調査会社のモニターの中から、上記属性に該当する方に調査協力を依頼し、子どもの性別が 1 : 1 となるサンプル構成を目指して回収を行った）

(2) 第 5 回幼児の生活アンケート（ベネッセ教育総合研究所）

調査対象	首都圏（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県）の 0 歳 6 か月～6 歳就学前の乳幼児をもつ保護者 4,034 人 (20 年間の経年比較を行う際など、0 歳 6 か月～1 歳 5 か月の乳幼児をもつ保護者の回答を分析から除外し、1 歳 6 か月～6 歳就学前の幼児をもつ保護者 3,466 人を対象とする場合がある。)
調査時期	平成 27 年 2 月～3 月
調査方法	郵送調査法
調査結果	配布数 11,384 通、回収数 4,034 通（回収率 35.4%）

(3) 平成 24 年度幼児期における家庭教育実態調査（県教育委員会社会教育課）

調査対象	県内の幼稚園・保育園等に通う 4 歳児の保護者
調査時期	平成 25 年 2 月
調査方法	各幼稚園・保育園等を通じて調査
調査結果	標本数 2,624、有効回収数 2,310、有効回答率 88.0%

II 本県の就学前教育の充実に関する取組

1 教育・保育の場の類型（概要）

区分	幼稚園	認定こども園		保育所	地域型保育
対象年齢	3歳～就学前	保育認定 0～就学前	教育認定 3歳～就学前	0歳～就学前	0～2歳
施設・事業の説明	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校	幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設		就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設	保育所（原則20人以上）より少人数の単位で、0～2歳の子どもを保育する事業
利用時間	昼過ぎ頃まで（園により預り保育を実施）	夕方まで（園により延長保育を実施）	昼過ぎ頃まで（園により一時預かりを実施）	夕方まで（園により延長保育を実施）	夕方まで（園により延長保育を実施）
利用できる保護者	制限なし	共働きなどの事情で保育を必要とする保護者	制限なし	共働きなどの事情で保育を必要とする保護者	共働きなどの事情で保育を必要とする保護者

2 県内の幼稚園、保育所等の施設数（H29.4.1現在）

区分	幼稚園※	認定こども園	保育所	地域型保育
国立	1	0	0	0
公立	214	78	138	20
私立	190	116	288	159
計	405	194	426	179

※休園を除く。

【参考】県内の認可外保育施設数(H28.3.31現在)：299箇所(うち事業所内保育施設132箇所)
(出典：厚生労働省調査)

3 幼児教育・保育・子ども子育て支援に関する組織

所属	担当業務
教育委員会 義務教育課幼児教育推進室 (幼児教育センター ¹)	<ul style="list-style-type: none"> 公立幼稚園の届出に関すること 公立幼稚園及び公立幼保連携型認定こども園の幼稚園教諭保育教諭の法定研修 幼児教育の内容・指導方法等に関する調査研究 など
文化・観光部 総合教育局私学振興課	<ul style="list-style-type: none"> 私立幼稚園の認可に関すること
健康福祉部 こども未来局こども未来課	<ul style="list-style-type: none"> 保育所・認定こども園の認可・認定・届出に関すること 子ども・子育て支援新制度に関すること 保育人材の確保に関すること など

¹ 都道府県等が広域に、幼児教育の内容・指導方法等に関する調査研究、幼稚園教諭・保育士・保育教諭や幼児教育アドバイザーに対する研修機会の提供（幼児教育アドバイザー候補者の育成を含む）や相談業務、市（区）町村や幼児教育施設に対する助言・情報提供等を行う地域の拠点

4 取組事例（教育委員会）

	項目	内容
1	幼児教育専門員（幼児教育アドバイザー）等の派遣 （義務教育課幼児教育推進室）	・県が任用する幼児教育専門員（幼児教育アドバイザー ² ）を、幼稚園・保育所・認定こども園・小学校等に派遣し、その活用効果を各市町に発信することを通して、各市町に幼児教育アドバイザーの配置を促す。
2	幼児教育の推進体制構築 事業研究推進地域の指定 （義務教育課幼児教育推進室）	・賀茂1市5町（下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町）を研究推進地域として指定し、幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続のため、幼稚園・保育所・認定こども園等の横の連携及び小学校との縦の接続の在り方、接続期のカリキュラム等について調査・研究し、その成果を県内に発信
3	静岡県版幼小接続モデル カリキュラムの作成 （義務教育課幼児教育推進室）	・幼児教育が小学校教育を見通し、小学校教育が幼児教育を踏まえたものとするには、幼児教育と小学校教育の接続期の教育計画に連続性・一貫性を持たせる必要があるが、本県ではそれが定着していないため、事例を盛り込んだモデルカリキュラムにあたるものを作成・普及する。
4	静岡県幼児教育ポータル アプリの開発・配信 （義務教育課幼児教育推進室）	・子育てや教育・保育に悩んだり迷ったりしたときに活用できるアプリを開発し、子育て世代の保護者を対象に、子育てに関する情報を発信することで、子育てに関する不安感や孤独感の解消を図ることに寄与する。 ・また、幼稚園教諭、保育士、行政職員などを対象に、幼児教育に関わる情報発信を強化することで、県内幼児教育の充実を図る。
5	静岡県就学前教育推進協議会 の開催 （義務教育課幼児教育推進室）	・幼児教育の推進体制の構築、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続、幼児教育推進のための情報発信等について協議し、就学前の教育・保育に関わる関係機関が相互に連携して幼児教育の一層の充実を図る。
6	市町幼児教育担当者連絡会 の開催 （義務教育課幼児教育推進室）	・市町間の情報交換、県からの情報提供、市町において指導的な役割を果たす教職員の資質向上を図る研修の実施等を通して、県全体の幼児教育の質の向上を図る。
7	都道府県協議会説明会	・新教育・保育要領の説明会を実施する。公立・私立、幼稚園・保育所・こども園の区別なく、参加を募る。
8	幼稚園初任者研修・ 中堅教諭等資質向上研修 （義務教育課幼児教育推進室）	・公立幼稚園の初任者又は在職期間が10年に達した者に対して研修を実施し、教諭等としての資質の向上を図る。

² 幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、域内の幼児教育施設等を巡回し、教育内容や指導方法、環境の改善等について指導を行う者

5 取組事例（知事部局）

	項目	内容
1	私立学校経常費助成 (私学振興課)	<ul style="list-style-type: none"> ・私立学校の教育条件の維持及び向上、児童・生徒等に係る経済的負担の軽減、私立学校経営の健全性の向上を図るため、私立学校の経常的経費を助成 ・子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園及び認定こども園に対して、特色ある幼児教育の充実を図るための経費を助成
2	私立学校教職員研修等 事業費助成 (私学振興課)	<ul style="list-style-type: none"> ・私学団体が私立学校教職員の資質向上のために実施する研修事業の経費に対して助成し、私学教育の充実を図るとともに、特色ある私立学校づくりを支援
3	私立学校退職基金造成費 助成 (私学振興課)	<ul style="list-style-type: none"> ・私学教育の振興を図るため、県内私立学校に勤務する教職員への退職金給付のための基金造成を行う3団体に基金造成費の一部を助成
4	日本私立学校振興・共済 事業団助成 (私学振興課)	<ul style="list-style-type: none"> ・私学共済に加入する私立学校教職員の掛金の負担の軽減及び福利厚生の実施を図る。
5	私立学校地震対策緊急整備 事業費助成 (私学振興課)	<ul style="list-style-type: none"> ・東海地震等大規模地震の発生時における児童・生徒等の生命の安全を確保するため、私立学校の実施する地震対策を支援し、私立学校の耐震化を進める。
6	私立幼稚園子育て支援 事業費助成 (私学振興課)	<ul style="list-style-type: none"> ・私立幼稚園等が正規の教育時間の前後や休業日、長期休業期間にも保護者の希望により一定時間園児を預かって保育し、育児と仕事の両立を図れるよう支援 ・(一社)静岡県私立幼稚園振興協会が保護者等に対して行う子育て相談会及び情報提供事業並びに臨床心理士によるカウンセリングの実施に要する経費に対し助成 ・核家族化の進行や地域の子育て力の低下を背景に、地域において子どもが健やかに育成される環境が整備されるよう、子育て支援の総合的な提供の推進が求められているため、子育て支援事業を行う私立幼稚園に対して助成
7	私立幼稚園等教育支援体制 整備事業費助成 (私学振興課)	<ul style="list-style-type: none"> ・教育支援体制整備事業費交付金を財源とし、幼児教育の質の向上等のため、教育支援体制の整備を行う私立幼稚園、幼稚園型認定こども園を設置する学校法人及び幼保連携型認定こども園を設置する学校法人又は社会福祉法人に対して助成

	項目	内容
8	認定こども園整備事業費助成 (こども未来課)	・増加する保育ニーズに対応するため、認定こども園の整備を実施する市町に助成
9	静岡県子育て支援ポータルサイト「ふじさんっこ☆子育てナビ」の運用 (こども未来課)	・子育て支援に積極的な市町・民間団体等の取組・子育て経験者等が活躍する子育て支援活動の事例などを情報発信することで、子育て支援活動に取り組む者の意欲の高揚とこれらの取組への県民の参加促進を進め、県内の子育て支援活動の拡充を図る。
10	保育の質向上促進事業 (こども未来課)	・保育士を対象とした静岡県主催の研修会を開催し、保育現場において保育士に必要とされる専門的知識や技術の向上に取り組む。
11	保育対策等促進事業費助成 (こども未来課)	・共働き世帯の増加や就労環境の変化に伴う多様な保育ニーズに対応するため、延長保育や病児保育などの事業を行う市町に対して助成
12	多様な保育推進事業費助成 (こども未来課)	・安心してこどもを生み育てる環境を整備するため、国の基準を上回る手厚い保育士配置を行う私立保育所等を支援する市町に対して助成
13	年度途中入所サポート事業 (こども未来課)	・年度途中に入所する0～2歳児に対応するため、保育士を年度当初から配置する私立保育所等を支援する市町に対して助成
14	子育て支援事業費助成 (こども未来課)	・地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業など、市町子ども・子育て支援事業計画に従って実施される子育て支援事業を実施する市町に対して交付金を交付
15	子育て支援員養成事業費 (こども未来課)	・保育や子育て支援分野に従事するために必要な知識や技能等を習得する研修を実施し、子育て支援員を養成
16	子ども・子育て支援給付費負担金 (こども未来課)	・市町が児童等を保育所、認定こども園、幼稚園（新制度移行施設のみ）、小規模保育、家庭的保育、事業所内保育へ入所させるために要する経費の一部を県が負担
17	児童手当給付費負担金 (こども未来課)	・児童を養育している者に支給する児童手当の支給に要する経費の一部を、支給事務を担う市町に対して交付
18	保育士等確保対策事業費 (こども未来課)	・保育所及び認定こども園等の整備に伴う保育士需要の増加に対応するため、保育士・保育所支援センターを設置し、潜在保育士の保育所への復帰などを支援
19	保育士処遇改善推進事業費 (こども未来課)	・保育士の技能や経験に応じたキャリアアップ制度の構築及び保育所等への制度導入を支援

【参考】教育・保育の実施主体としての市町

子ども・子育て支援法及び児童福祉法により、市町村は、以下の責務を有する。

- ・子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること
- ・保育を必要とする場合は、児童を保育所において保育しなければならないが、また、認定こども園や家庭的保育事業により必要な保育を確保するための措置を講じること

○市町の取組事例

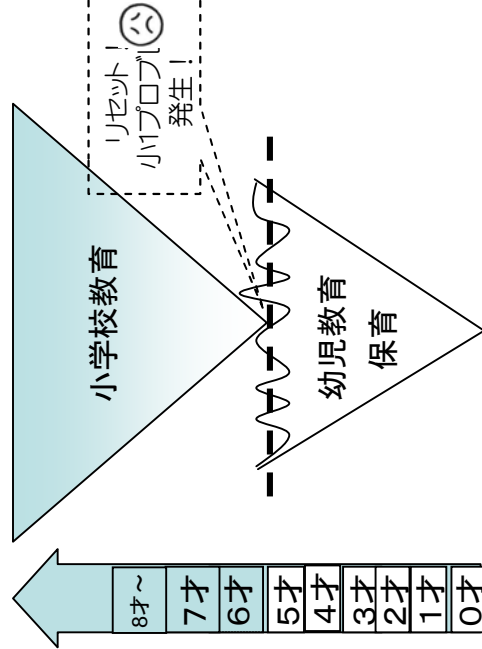
	項目	内容
1	幼稚園、保育所、認定こども園等による教育・保育の提供体制の確保	・地域住民のニーズを把握した上で、幼稚園、保育所、認定こども園の設置や家庭的保育事業等を行う。
2	児童館の設置運営	・18歳未満のすべての子どもを対象とし、健全な遊びの提供等により、子どもを心身ともに健やかに育成する。
3	ファミリー・サポート・センター事業	・市町が設置する、地域において子どもの預かり等の援助を行いたい者と受けたい者からなる会員組織により、子育てに関する相互援助活動を行う。 (活動の例) 保育所、幼稚園等の送迎 保育所や小学校の開始前、終了後に子どもを預かる 保護者の病気や急用等の場合に子どもを預かる
4	地域子育て支援拠点事業	・公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児やその保護者が相互に交流するほか、子育てについての相談、情報の提供などの支援を行う。

幼児教育連携推進事業

○事業目的

- ・ 幼児期の子どもを受入を行う施設（幼稚園・保育所・認定こども園等）や指導方法、子どもを取り巻く家庭や社会の多様化
 - ・ 幼児期の「遊び・生活を通じた学び」から、義務教育期の「授業を中心とした学び」という大きな変化を支える体制が不十分
- ⇒ 幼児期の教育・保育で育成した資質・能力が小学校段階で生かされるよう、学びの連続性・一貫性を確保する体制を整えることとで、「有徳の人」の基礎を培う。

幼児教育と小学校教育の円滑でない接続



【小学校教育】

- ・ 入学児童の実態が多様なため、生活習慣の習得など一からスタート

【幼児教育】

- ・ 幼稚園・保育所・認定こども園は、設置の根拠となる法律は異なるが、指導方針は同じである
- ・ 施設により教育・保育の形態が異なるが、すべての子どもにも、より質の高い幼児教育を保障する必要がある

静岡県幼児教育センター

(就学前教育推進協議会)

「横の連携と縦の接続の牽引役」

「連携を推進する人材の育成」

「市町の自立支援」

県方針

接続期に目指す子どもの姿を共有

接続モデルカリキュラム

- ・ 目指す子どもの姿を具現化するための手段の明示

調査研究（指定校等）

- ・ 好事例の拡散
- ・ 地域の実態に合った幼小連携体制の構築推進
- ・ 幼児教育アドバイザー等活用効果検証・配置奨励

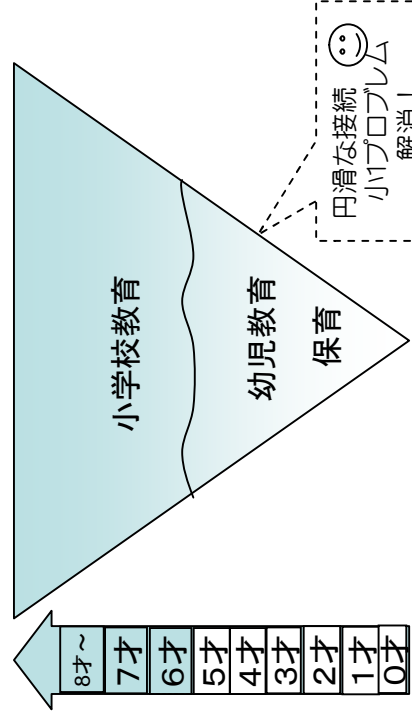
連携・資質向上の場の提供

- ・ 相互理解・資質向上のための幼児教育担当者会等の実施
- ・ 市町就学前教育推進協議会開催促進

研修の充実

- ・ 幼児教育指導者（教員・職員・幼児教育アドバイザー等）資質向上
- ・ 施策や課題に対応した研修プログラムやITCの活用

幼児教育と小学校教育の円滑な接続



【小学校教育】

- ・ 幼児期に培われた資質能力の土台に教育を積上げていく

＜幼児教育アドバイザー等 ※市町が配置＞

- 「幼児教育と小学校教育接続期の見守り・見届け役」
- ・ 市町における幼児教育指導者（指導主事的人材）養成
 - ・ 子どもが幼児期に培ったものを小学校へ「つなげる」橋渡し（幼稚園等と小学校双方に助言等を行う）

【幼児教育】

- ・ 幼稚園・保育所・認定こども園が相互に指導内容を理解・尊重した上で幼児教育を行う
- ・ 幼児期の終わりまでに育てる子どもの姿を共有し、小学校教育へつなぐ

幼児教育専門員（幼児教育アドバイザー）等の派遣について

（義務教育課 幼児教育推進室）

1 目的

県が任用する幼児教育専門員（幼児教育アドバイザー）を、幼稚園・保育所・認定こども園・小学校等に派遣し、その活用効果を各市町に発信することを通して、各市町に幼児教育アドバイザーの配置を促す。

2 概要

本事業導入の背景

【社会の動向】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての子どもに質の高い幼児教育を提供することが求められている。 ・ これからの社会に必要な資質・能力の育成を図るため校種間の円滑な接続が求められている。 	【静岡県の現状】 <ul style="list-style-type: none"> ・ (幼児教育施設において) 研修時間の確保が困難。 (市町において) 専門性を持った指導主事等の配置率が低い。 ・ 県内多くの幼児教育施設と小学校で子ども又は職員の交流実績があるが、互いの教育・保育への理解は十分図られているとは言えない。
---	--



本事業の内容

◎幼児教育専門員（幼児教育アドバイザー）を幼稚園・保育所・認定こども園・小学校に派遣

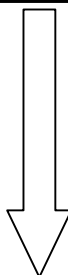
対 象	全県	モデル地区（賀茂地域）
派遣者	県幼児教育専門員 等	賀茂地域幼児教育アドバイザー 等
派遣形式	要請（依頼）に応じて訪問する。	定期的に訪問する。
派遣内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校園内研修の支援（講話・助言・企画運営 等） ・ 市町等主催研修会の支援（講話・助言・企画運営 等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼保こ小のコーディネート（情報収集・情報提供・協議会連絡会等の開催 等） ・ 校園内研修の支援（講話・助言・企画運営 等） ・ 市町等主催研修会の支援（講話・助言・企画運営 等）

★期待される効果（成果）

- ・ 園や学校の実態に応じて研修が進められるので、研修の機会が拡大する。
- ・ 施設類型や校種を問わず、同じ情報が提供されることにより、幼児教育・小学校教育への理解が深まる。
- ・ 地域の幼保こ小の連携が促進され、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続が図られる。

活用効果を検証
本事業の成果を発信

↓
成果指標が必要



【その他の検討課題】

- ・ 幼児教育アドバイザーの育成
- ・ 市町の実情に応じた配置体制の整備（単独配置・共同配置・現職教員の兼務 等）
- ・ 配置にかかる予算の確保

市町
幼児教育アドバイザーの配置

平成 29 年度幼児教育の推進体制構築事業研究推進地域の指定等について

(義務教育課 幼児教育推進室)

1 目的

幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続のため、幼稚園・保育所・認定こども園等の横の連携及び小学校との縦の接続の在り方、接続期のカリキュラム等について調査・研究し、その成果を県内に発信することにより、幼小接続期の教育・保育における質の向上を目指す。

2 研究推進地域

賀茂 1 市 5 町（下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町）

3 研究推進地域選定理由等

- ・幼稚園・保育所・認定こども園等多様な幼児教育施設がある地域である。
- ・6 市町が教育の充実に関して連携協約を結び、拠点となる賀茂地域教育振興センターを平成 29 年 4 月に設立する予定である。
- ・幼保こ小の交流の実績があり、教職員が互いの教育・保育を理解する必要性を感じている。
- ・接続カリキュラムについて、今後の導入を積極的に検討している。

市町名	H28 実態調査による現状									
	教育課程の連続性・一貫性				人材育成	多様な接続形態（園・所・学校数）				
	①アドバイザー配置	②連携協議会等の設置	③接続カリキュラムの実施	④幼保こ小との交流	⑤市町主催研修の実施	幼	保	こ	小	施設から接続する小学校数
下田市			▲	▲	●	1	2	1	7	6.5
東伊豆町			▲	●	●	3	1		3	1
河津町			▲	●	●	1			3	4
南伊豆町			▲	●				2	3	2
松崎町			▲	●		1	1		1	1
西伊豆町		●	▲	●		2	1	1	3	2

(注) ●…有る ▲…有るが内容が不完全又は一部の園・所・学校のみ実施

4 研究の内容及び流れ

研究内容/時期	1 年目 (H29)		2 年目 (H30)
	前期	後期	
①賀茂地域幼児教育アドバイザーによる巡回訪問	・巡回訪問の計画作成 ・巡回訪問による情報収集	・各園・所・学校に情報提供・助言・指導 ・巡回訪問による効果検証	・各園・所・学校訪問の計画と実施 ・巡回訪問による効果検証
②地区における幼小接続に関する会議体等の開催	・幼小接続に関する情報共有等の会議体の開催を検討(既存の会議体活用可)	・地区内の幼児教育施設と小学校が集まる会議等を開催し、接続期の教育保育について協議する。	・引き続き、地区内の幼児教育施設と小学校が集まる会議等を開催し、接続期の教育保育について協議する。
③接続カリキュラム開発研究(下田研究指定園・校)	・域内の幼小の教育内容の相互理解(保育・授業参観等) ・接続モデルカリキュラム検討委員会への参加 ・県版接続モデルカリキュラム(試案)を踏まえて地域の独自性に合ったカリキュラムの開発		・県版接続モデルカリキュラム(試案)を踏まえて作成した地域の独自性に合ったカリキュラムの実践・検証・改善

静岡県版幼小接続モデルカリキュラムの概要について

(義務教育課 幼児教育推進室)

1 目的

幼児教育が小学校教育を見通し、小学校教育が幼児教育を踏まえたものとするには、幼児教育と小学校教育の接続期の教育計画に連続性・一貫性を持たせる必要があるが、本県ではそれが定着していないため、事例を盛り込んだモデルカリキュラムにあたるものを作成・普及する。

2 コンセプト

- (1) 地域の幼児教育施設の教職員と小学校の教員が幼小の円滑な接続のため、接続期（5歳児後半（10月から）小学校入門期（7月まで）の保育・教育を工夫する際の参考となるもの。その際、幼児教育施設の教職員が小学校教育を見通せるもの。小学校教員が幼児教育を踏まえることができるもの。（互いの保育・教育の内容が理解できるもの）
- (2) 平成28年3月に本県において策定した「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続に関する方針」及び、平成29年3月に告示された「幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、小学校学習指導要領」を踏まえたもの

3 内容項目（目次）

目次

第1章 幼小接続カリキュラムの必要性

- 1 これからの社会を切り拓く資質・能力の育成
- 2 静岡県の教育と現状

第2章 幼小接続期の教育

- 1 環境を通して行う幼児期の教育
- 2 確かな学力を育む小学校教育
- 3 自己肯定感を高める接続期の教育

第3章 幼小接続カリキュラム作成のポイント

- 1 5歳後半のカリキュラム作成のポイント
- 2 小学校1学年1学期のカリキュラム作成のポイント

第4章 静岡県版幼小接続モデルカリキュラム

- 1 全体計画
- 2 5歳児11月指導計画
- 3 5歳児〇月指導計画
- 4 スタートカリキュラム「がっこうだいすきともだちいっぱい」
- 5 幼児期の育ちを踏まえた〇〇科学習指導案
- 6 幼児期の育ちを踏まえた〇〇科学習指導案

第5章 幼小の円滑な接続を支える環境

- 1 乳幼児期の保育について
- 2 中学年以降の教育について
- 3 各園・校におけるカリキュラムマネジメント
- 4 教職員研修の在り方

第6章 実践事例

- 1 幼児期の保育実践
- 2 小学校の教育実践

静岡県幼児教育ポータルアプリの開発・配信

(義務教育課 幼児教育推進室)

1 目的

幼稚園教諭、保育士、行政職員などを対象に幼児教育に関わる情報発信を強化することで、県内幼児教育の充実を図る。

子育て世代の保護者を対象に、子育てに関する情報を発信することにより、子育てに関する不安感や孤独感の解消を図ることに寄与する。

2 内容

(1) 子育てスマート相談

子育て世代の保護者を対象に子育てのヒントになりそうなコラムを掲載

(2) お役立ちリンク

子育てに役立つサイトのリンク集

(3) お知らせ

幼児教育推進室の研修会情報など幼児教育に関する最新情報を随時掲載

3 配信までのスケジュール

平成 28 年 12 月 コンテンツ設計・デザイン開発・原稿作成

平成 29 年 1 月 デザイン決定、データ入力

平成 29 年 2 月 デバック(テスト)アプリ公開申請

平成 29 年 3 月 配信調整、配信(3月末)



4 その他

- ・ 広報用チラシを第2回市町幼児教育担当者会(平成29年2月15日開催)等の会合で配布した。
- ・ 平成29年4月当初に、静岡県内全ての園に広報用チラシを配布した。
- ・ 幼児教育推進室主催の各研修会等で広報用チラシの配布を行ったり、アプリを使った演習を行ったりした。
- ・ 9月30日現在のダウンロード数は、3240ダウンロードになった。